## 静岡県立農林環境専門職大学等の教員等の兼職等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期 大学部(以下これらを「専門職大学」という。)の学長及び教員(以下「教員等」という。) が教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項の規定に基づき、知事の承認 を受けて教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事(以 下「兼職等」という。)する場合の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼職等の承認基準)

第2条 知事は、教員等の本務以外の教育に関する他の職、事業若しくは事務の内容及び 従事の態様並びに兼職等の期間及び日時等が、当該教員等が本務を遂行する上で支障がな いと認める場合に兼職等を承認するものとする。

(兼職等承認申請)

- 第3条 兼職等をしようとする教員等は、あらかじめ学部長又は学科長及び学長に報告し、 承認を得た上で、当該兼職等ごとに兼職等承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなけ ればならない。
- 2 前項の申請書の提出期限は、次のとおりとする。
  - (1) 新学年開始前に判明している兼職等の申請又は兼職等の継続の申請にあっては毎年 度3月15日まで
  - (2) 前号以外の申請にあっては知事が別に定める日まで

(兼職等の承認及び条件等)

- 第4条 知事は、前条の申請を受けたときは、速やかに兼職等の可否を決定し申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、第2条の承認にあたり兼職等の一部分について承認し、又は承認するに当たって必要な条件及び指示を与えることができるものとする。

(職務専念義務の免除の承認)

第5条 第2条の承認を受けた教員等は、兼職等を実施しようとする場合であって、職務 に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年条例第20号)に定める職務専念義務の免 除を受けようとする場合は、その都度、知事の承認を受けなければならない。

(兼職等承認の有効期間)

第6条 兼職等承認の有効期間は、当該承認を受けた日から1年とする。ただし、第3条 第2項第2号に係る承認にあっては知事が別に定める日までとする。

(兼職等の制限)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、必要とされる期間において、兼職等を制限することができるものとする。
  - (1) 専門職大学の教授会等が開催される場合
  - (2) 災害その他緊急な事態により専門職大学の正常な運営が損なわれ、その復旧等に努める場合
  - (3) その他学長が特に命じた業務に従事する場合

(承認の取消)

第8条 知事は、兼職等が本務に支障を来たすことが明らかとなった場合又は承認を受け

た者が第4条第2項の条件及び指示を守らない場合は、承認の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(兼職等の変更届)

- 第9条 兼職等の承認を受けた者は、兼職等に従事する期間、日時、内容若しくは態様等に変更が生じたときは、兼職等変更届(様式第2号)により、直ちにその旨を届け出て知事の承認を受けなければならない。
- 2 兼職等の承認を受けた者は、兼職等に従事しなくなったときは、兼職等終了届(様式 第3号)により、その旨を届け出て学長の確認を受けなければならない。

(兼職等の承認状況の報告)

第10条 学長は、兼職等の承認状況を評議会に報告するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教員等の兼職等に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 兼職等承認申請書

年 月 日

静岡県知事 〇〇〇〇 様

所 属 職氏名

静岡県立農林環境専門職大学等の教員等の兼職等に関する規程第3条の規定により、兼職等の承認を申請します。

1 兼職等の予定先について

兼職等先の区分	□大学等 □その他( )			
兼職等先の名称及び所 在地	<del>−</del>			
兼職等先の代表者				
兼職等先の事業及び職 務内容				
兼職等の場所				
報酬・謝金	□有 円/年・月・回 □無			
兼職等の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
勤務形態	□常勤  □非常勤			
勤務時間	時 分から 時 分まで			
勤務時間(移動時間含む)	計 時間 分			
兼職等先の業務内容等に関する参考資料(必ず添付) □有 □無				
2兼職等を必要とする理	由			
	ny ny l			
	学			

## 兼職等変更届

年 月 日

静岡県知事 〇〇〇〇 様

所 属 職氏名

承認を受けている兼職等について変更が生じましたので、届け出ます。

変更の内容 (期間・日時・態様等)	
変更の理由	

学学	学	
学 学 部 長 長	長	
•		

## 兼職等終了届

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学 (静岡県立農林環境専門職大学短期大学部) 学長〇〇〇 様

所 属 職氏名

承認を受けている兼職等を終了しましたので、届け出ます。

変更の内容 (期間・日時・態様等)	
終了した理由	

学学科部	学	
科部 長長 •	長	